

昭和三十一年三月八日(木曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 神田 博君
理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君
理事小平 久雄君 理事佐本 一雄君
理事長谷川四郎君 理事中崎 敏君
理事永井勝次郎君

秋田 大助君 阿左美廣治君
菅野和太郎君 島村 一郎君
首藤 新八君 鈴木周次郎君
田中 角榮君 田中 龍夫君
野田 武夫君 淵上房太郎君
南 好雄君 森山 欽司君
山本 勝市君 伊藤卯四郎君
加藤 清二君 佐々木良作君
佐竹 新市君 多賀谷眞穂君
田中 武夫君 帆足 計君
松尾トシ子君 松平 忠久君

出席政府委員

農林政務次官 大石 武一君
農林事務官(農林經濟局長) 安田善一郎君
通商産業政務次官 川野 芳滿君
通商産業事務官(大臣官房長) 岩武 照彦君
通商産業事務官(通商局長) 板垣 修君
中小企業庁長官 佐久 洋君

委員外の出席者

外務事務官 西山 昭君
大蔵事務官(理財局長) 堀口 定義君
財局資金課長 越田 清七君
専門員 越田 清七君

本日の會議に付した案件
中小企業信用保險法の一部を改正す

第一類第九号

商工委員會會議錄第十四号 昭和三十一年三月八日

る法律案(内閣提出第五七号)

特定物資輸入臨時措置法案(内閣提出第五九号)

輸出保險法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)(予)

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)(予)

機械工業振興臨時措置法案(内閣提出第九八号)(予)

○神田委員長 これより會議を開きます。

まず去る一日予備審査のため本委員會に付託されました日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案及び同じく六日予備審査のため本委員會に付託されました機械工業振興臨時措置法案を逐次議題とし審査に入ります。順次その趣旨の説明を求めます。通商産業政務次官川野芳滿君。

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法廃止法(昭和二十五年法律第二百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「この法律の施行後六年以内」を削り、「この法律の施行後七年以内」を「当分の間」に改め、附則第六項中「この法律の施行後七年以内」を「当分の間」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

機械工業振興臨時措置法案

機械工業振興臨時措置法案(目的)

第一条 この法律は、機械工業の合理化を促進することにより、その振興を図り、もつて國民經濟の健全な發展に寄与することを目的とする。

(合理化基本計画)

第二条 通商産業大臣は、機械工業審議會の意見をきいて、機械器具又はその部品(部品の半製品を含む。以下同じ。)のうち、特に性能若しくは品質を改善し、又は生産費を低下させる必要があるもの(以下「特定機械」という。)を製造する事業(以下「特定機械工業」という。)について、合理化基本計画を定めなければならない。

2 合理化基本計画に定める事項は、次のとおりとする。
一 昭和三十五年度末における特定機械の性能又は品質、生産費その他合理化の目標
二 新たに設置すべき設備の種類、資金の額その他合理化のため必要な設備の設置に関する事項
三 ぐず化、転用その他の方法により処理すべき設備の種類、処

理の方法その他合理化のため必要な設備の処理に関する事項

四 前各号に定めるもののほか、生産技術の向上、能率の増進その他合理化に関する重要事項

通商産業大臣は、第一項の規定により合理化基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(合理化実施計画)

第三条 通商産業大臣は、毎年、機械工業審議會の意見をきいて、合理化基本計画の実施を図るため必要な合理化実施計画を定めなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(計画の変更)

第四条 通商産業大臣は、特定機械工業における生産条件その他經濟事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、機械工業審議會の意見をきいて、合理化基本計画又は合理化実施計画を変更しなければならない。

2 第二条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(資金の確保)

第五条 政府は、合理化実施計画に定める特定機械工業の合理化のための設備の設置に必要な資金の確保に努めるものとする。

(共同行為の実施に関する指示)
第六条 通商産業大臣は、合理化基本計画に定める特定機械工業の合

理化の目標を達成するため特に必要があるとき、その特定機械工業を営む者に對し、次の事項に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。ただし、第二号の事項については、第一号の事項に係る共同行為を実施することが著しく困難であると認められる場合に限り。

一 品種の制限
二 品種別の製造数量の制限
三 技術の制限
四 部品又は原材料の購入方法

2 通商産業大臣は、前項第一号の事項に係る共同行為をもつてしては、特定の特定機械の規格の制限をすることが困難である場合において、特に必要があると認めるときは、その特定機械を部品又は材料として使用して機械器具又はその部品の製造する事業(特定機械工業を除く。以下この項において同じ。)を営む者に對し、その使用する特定機械の規格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。ただし、その特定機械を部品又は材料として使用して機械器具又はその部品の製造する事業の合理化に資すると認められないときは、この限りでない。

3 前二項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行う。(共同行為の内容)

第七條 前條第一項又は第二項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならぬ。
一 合理化基本計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度をこえないこと。
二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。
三 不当に差別的でないこと。
(共同行為の指示の変更等)

第八條 通商産業大臣は、第六條第一項又は第二項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならぬ。
(共同行為の届出)

第九條 第六條第一項又は第二項の規定による指示(前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた者は、その指示に従ひ共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならぬ。これを變更し、又は廃止したときも、同様とする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)
第十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第六條第一項又は第二項の規定による指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。
(公正取引委員会との関係)

第十一條 通商産業大臣は、第六條第一項又は第二項の規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならぬ。
2 通商産業大臣は、第八條の規定による処分をしたとき、又は第九條の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならぬ。
(生産技術の向上のための基準の公表)

第十二條 通商産業大臣は、合理化基本計画を定めるときは、遅滞なく、機械工業審議会の意見をきいて、生産技術の向上を促進することとが特に必要であると認められる特定機械工業について、合理化基本計画に定めるその特定機械工業の合理化の目標を達成するために、その特定機械工業を営む者の工場又は事業場におけるその特定機械の製造及び検査の設備及び方法並びにその製造に従事する者の技術的能力が適合しなければならぬと認められる基準を定めて、公表し、又は廃止したときも、同様とする。

第十四條 機械工業審議会(以下「審議会」という。)は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、機械工業の振興に関する重要事項を調査審議する。
第十五條 審議会は、委員五十人以上

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。
第十六條 委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び機械工業に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。
2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。
第十七條 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、一年とする。
第十八條 委員及び専門委員は、非常勤とする。
第十九條 審議会に、部会を置くことができる。
2 部会に部長を置き、会長の指名する委員がこれに當る。

第二十五條 第一項の表中
工業生産技術審議会
工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。
機械工業審議会
機械工業の振興に関する重要事項を調査審議すること。

〇川野政府委員 日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案についてその提案理由を御説明申し上げます。日本製鉄株式会社は、企業再建整備法の規定による決定整備計画に従ひ、昭和二十五年三月三十一日解散して清算事務に入つたのに伴ひ、日本製鉄株式会社法を廃止するとともに、これに伴う経過的措置を規定したもので、昭和二十

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
第二十條 第十三条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。
(報告の徴収)

第二十一條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、機械器具又はその部品を製造する事業を営む者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。
(罰則)

第二十二條 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。
第二十三條 第九條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。
第二十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。
附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、施行の日から五年以内に廃止するものとする。
3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

がみ、同社の第二会社たる八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社の二社に対し、廃止法施行の日から二年内に発行する社債について、廃止法施行の日から三年内を限つて一般担保の効力を認めるとともに、見返資金及び復興金融庫の貸付金についても同様三年内を限つて一般担保の効力を認めたものであります。その後、昭和二十七年四月二十二日法律第九十一号及び昭和二十九年四月二十四日法律第七十三号を

工業生産技術審議会
工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。
機械工業審議会
機械工業の振興に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

もつて、再度この期限をそれぞれ二年延長し、今日に至つたものであります。

現行の工場財団制度その他が国の担保制度は、主として不動産抵当を中心とするもので、人的、物的諸要素が総合されて活動している企業体に対する担保制度としては不十分であり、かつ、工場財団組成の手続はきわめて複雑であるところから、政府においてはかねてから一般担保制度に関する一般法の法制化につき検討を行い、すでに昭和二十九年において企業担保法（仮称）案を作成し、同年における日本製鉄株式会社法改正法の改正は、同法成立までの過渡的措置として行われたのであります。何分にも企業担保法は法制上画期的な制度であり、これが実施には各界との十分な意見調整を必要とするため、今国会において同法を提出し、制定する運びには立ち至つていない状況にあります。

従つて、八幡製鉄株式会社及び富士製鉄株式会社の二社は、日本製鉄株式会社法改正法に規定するところにより、本年八月五日以降は、財団組成を完了しなければ、社債の発行は事実上不可能となるわけであり、一般担保制度に関する一般法の法制化につき検討を行なつて現在の現行、その法制化が行われた際には、その適用を受けるものと予想される両社について、複雑な手続により、工場財団を設定せしめることは、両社の発行した社債の社債権者その他の債権者にも支障の生ずるところがあり、時宜に適合したことは考えられないので、法制化検討中の過渡的措置として、当分の間、日本製鉄株式会社法改正法の規定による両社の発行する社債及び日本開発銀行の両社

への貸付金についての一般担保の制度を存置することが適當であると認められる次第であります。以上が、この法律案を提出する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことを切望いたす次第であります。次に機械工業振興臨時措置法案につきましまして、その提出理由及びその概要を説明申し上げます。

わが国の機械工業は、戦後昭和二十四年ごろから一応回復過程をたどり、最近の生産水準は、戦前の基準時に対して約二・六倍に達し、化学工業に次いで激増しておりますが、戦時中の最高時に比べれば約半分にとどまり、全業種のうちで最も低水準にあるのであります。

本来機械工業は、輸出産業として、また基幹産業として、わが国においてその将来性が最も期待される重要な産業であります。特に東南アジアその他後進諸国が工業化しつつある最近の趨勢にかんがみましますと、わが国機械の輸出については今後絶大な期待が寄せられるのであります。さきに決定を見た経済自立五カ年計画におきましても、かような観点から機械工業の発展には特に重点を置いていくわけであり

ます。

機械工業に対するこの大きな要請にこたえるためには、一方において市場対策等直接に輸出振興方策を強力に推進することが必要であります。また基本的には機械工業そのものの合理化を推進し、その技術水準の向上と経営基礎の確立とははかることがきわめて肝要でありまして、これにより良質低廉な機械類があふれ出るような形で輸出されることが最も望ましいわけであ

ります。

このような見地からわが国の機械工業を見ますに、解決を要すべき幾多の困難な問題に当面しております。すなわちわが国の機械工業は、戦時中軍需産業として急激に膨張したのであります。その後の設備の改善は閉却され、ためにその老朽化、陳腐化の程度はなはだしく、技術水準も先進諸国に比してかなりの立ちおくれが見られます。のみならず多数の企業が乱立して、それらがそれぞれ多種類のものを少量ずつ生産している現状であります。

かような機械工業の現状とその振興の重要性にかんがみまして、政府は昨年十月産業合理化審議会に学識経験者、業界人等を委員とする機械部会を設け、機械工業の振興対策につき審議しました。そこより得られた結果をもととしてさらに検討を重ね、このたびようやく成案を得るに至りましたので、これを法案として上程することとしたのであります。

本法案は、経済自立五カ年計画の趣旨に従つて、機械工業の設備の近代化、生産の増進、生産技術の向上等を促進し、これにより総合的に機械工業の振興をはかり、もつて国民経済の健全な発展に寄与しようとするものであります。全文二十四条よりなっております。その骨子は次の通りであります。

本案の対象となる機械器具または部品は、政令をもつて定めることになつております。当面最も急を要するものとして、わが国機械工業の中で特に劣弱で合理化を必要とする基礎的な部門及び部品部門を中心に指定したいと考えてあります。これらの部門に属するものは大部分が中小規模の企業者に

よつて経営されておりますので、本案はまた、中小機械工業の建設的かつ積極的な育成策として重要な意義を有するものと考えます。

合理化基本計画は、ただいま申し述べました機械または部品ごとに策定するものとしたしまして、まず第一に、昭和三十一年度末におけるその機械または部品の品質、性能、生産費その他の合理化の目標を定め、次にこれらの実現をはかるため設備の近代化、専門生産の確立、規格の統一、生産技術の向上等の諸措置を定めることとなつております。この計画は、機械工業に関する学識経験者等をもつて構成する機械工業審議会に諮り、計画が適正妥当に策定されることを期待するとともに、これを公表して機械工業合理化達成のための政府の決意と責任を表明することを規定しております。

右の計画達成のためにとるべき主要な措置として、本案にはまた設備の近代化のための所要資金の確保、合理化カルテル実施のための指示、生産技術向上のための基準の公表の三措置が定められております。

設備資金の確保につきましては、日本開発銀行よりの資金の、融資については、昭和三十一年度において十五億円の資金ワックが確保され、融資条件に關しても、低利、長期、担保の緩和等特別の措置を講ずるよう取り運ぶことになつております。

次に生産分野の専門化、規格の統一、部品、原材料の購入等を目的とする合理化カルテルの指示につきましては、機械工業の特殊性から見まして、また合理化基本計画を政府が責任をもつて推進するという建前から、特に指示制

度を設けました。これにより、現行独禁法に規定する合理化カルテルの趣旨をさらに一歩前進させて、生産品種及び使用する部品の規格の制限のほか、生産品種別の製造数量の制限、部品または原材料の共同購入などについて積極的に機械工業合理化のためにカルテル行為を締結させることにした次第であります。

最後に生産技術向上のための基準の公表につきましては、単に合理化基本計画に定める設備の近代化の計画のみにとどまらず、一企業の具備すべき適正な製造設備、検査設備、製造方法等に関する具体的な基準について公表し、各企業の工場の具体的技術向上目標を示して当該機械工業の一段の努力を期待しようとするものであります。

本法の運用に当たっては、前にも述べた通り、関係行政機関の職員並びに機械工業に関する学識経験者よりなる審議会を設けて、本法実施の適正をはかりたいと思ひます。

なお本法は、基本となりまます合理化基本計画を経済自立五カ年計画とあわせて五カ年計画としております。従つて本法も五カ年の臨時立法法とし、その間所期の目的達成のため政府は最大の努力を傾注いたす所存であります。

以上本案の概略を御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、御賛同下さることをお願いいたします。

○神田委員長 次に中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、特定物輸入臨時措置法案及び輸出保険法の一部を改正する法律案を便宜一括議題とし、質疑を行います。質疑の通告があ

りますので、順次これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員、特定物資の輸入に関する法律案につきまして、いろいろとお伺いしたいのでありますが、その前に、この法案は外資の割当が骨子になっておりまして、外資割当の問題について実は大臣がおられたら若干質問したいと思っておったのですが、次官でもよろしくございますから御答弁願いたいと思ひます。

実はここにおられる方々は、十日ほど前にこういう陳情書なるものをもったか見ておられると思うのですが、この陳情書は外資割当が原因で、手編み毛糸が非常に高くなったという事を陳情したものでございまして、外資の割当でそれたものがやみに流されておるといふところから、いろいろの問題があるという事を訴えておるのですが、そのような事実があるのですか、お伺いしたいのであります。

○板垣政府委員、ただいまの具体的な御質問の点、手編み毛糸の問題はおそらく羊毛の輸入の問題に関連するわけでございますが、二、三年前までは外貨の関係からいまして、その割当を相当制限いたしました結果、羊毛が十分に輸入できなかった結果はございまして、しかし昨年ごろからはできるだけ羊毛を入れるという方針をとっておりますし、今後ともそういう方針で進みますので、羊毛の外貨割当を受けた者が横流しをするというような事態は起らないものと考えております。

○田中(武)委員、それではもう少し具体的に伺いたしたいと思います。
この陳情書によりますと、国民大衆の手編み毛糸が日本で現在一ポンド千

百円、高いものは千数百円しておる、ところがこのように高いのは外資の割当に原因がある、従って外資の割当をうまくやるならば、手編み毛糸は一ポンド千円以下になる、こういうことを主張しているのではありません。もう少し具体的に申し上げますならば、羊毛の相場が昨年の十二月十五日、ブラッドフォードにおいてFOBでAが一ポンド九十六ペンスで四百三十三円二十銭、Bの普通のもので一ポンド八十九ペンスで三百七十三円八十銭、それに輸入の諸掛り、費用、その他いろいろ計算し、なお利潤を見て七百五十円である、こういう計算をいたしておるのであります。それがそのように高いというのは、割当でそれた外資がやみに流されて、その結果大きな羊毛会社において独占せられておる、その結果がこのようにな高いものになっておるといふことである。そういう点についていかがでございますか。

○板垣政府委員、私どもは、実はことしの下期の外貨予算を組む際に、昨年の秋ごろ羊毛が一般的な物価に比較いたしましてやはりどうしても割高であるという事は十分気がついておりまして、できる限り羊毛の輸入量をふやそうと努力いたしました。その結果相当ふえたわけでありましたが、何分急にふやしますと産業の安定に多少影響があるということで、昨年実は一年間に七十五、六万俵という予定であったのであります。しかしその後話のように羊毛価格の高騰からそれがだんだん毛製品にも及ぶという事情がございまして、今期中におきまして、若干外貨予算の追加をいたしました。なお私どもといたしましては、もう少し

羊毛を入れて毛製品を安くすることが必要であると考えておりますので、来年度の外貨予算の割当につきましては、もっと思い切つてふやしたいと考えておりますので、御指摘のような点は漸次改善されるものと考えております。

○田中(武)委員、輸入外貨資金はすべて政府の管理下にあるわけで、従いまして輸入の品目とか、仕入れの地域、それから仕入れの時期、額、数量政府の絶対な権限で行われておるわけですから、この外貨の割当の方法いかにいっていかようにもなるわけでありまして、そこに問題があると思うのです。その陳情書によりますと、割当でそれた外貨がやみに流れてやみ売りが行われております。昨年は最高三三%あたりの値がついておる、こういうことを言っているわけですから、そういうような事実について調査せられたことがあるかというところをお伺いいたします。

○板垣政府委員、羊毛等は横流しをされておるかどうかにつきましては、私、事実を存じておりません。あるいは昨年の上期くらいまで、羊毛の輸入量が制限がもたらしたためにそういうことが起っているかもしれないとは考えておりますが、今後羊毛の輸入量をできるだけふやしますので、今後はそういう点はないと考えております。

○田中(武)委員、これによりますと、羊毛の外貨資金の割当は通産省が机上で計画を立てられて、現在動いていても動いていなくてもその機械一台につき幾らという割当をなされる。そのために機械一台で二百八十八万八千円という割当がせられて、それがなおやみ売りをされる。だから機械一台持つておればそれを動かしてなくても相当

なもうけがある、こういうように指摘しておるわけですから、それについてはどうでしょうか。

○板垣政府委員、羊毛は現在設備割当になっておりますので、実際の割当の方は実は繊維局の方でやっておりますが、非常にたくさんの方で、あるいは従来動かしておった、依然として引き続き割当をもらっているが、あるいは最近になってやめたというふうなところまで羊毛を売っているとかいうところがあるかもしれませんが、私どもは事実を承知しております。もしそういうことが起つたといふと、羊毛の制限をしたために希少価値を生じたというところが原因でありますので、私どもは外貨の事情も緩和いたしました今日、できるだけ必要なものは多く入れて、そういうような弊害を除きたいと思ひますので、来年度からはそういうことは起らないと考えております。

○田中(武)委員、これは質問でなく委員長にお伺いしたいのですが、実はどういふ陳情書によつて私二、三の例をあげて質問したわけですか。全部するとこれだけの長いものになるのです。これが事実かどうかはわかりませんが、これによると、相当外資割当に対して不正が行われておる、また割当でそれた外資がやみに流されておる、こういうようなことを訴えておるわけなんですか。従いまして、この外資割当という問題について大きな疑惑を持っておるわけでありまして、なおこの陳情書によると、これは一例として羊毛をあげておるが、その他のものについても大同小異行われておる、こういうことでございまして、この特定物資輸入に関する法律、これの大きな基礎をなすものは

外資の割当でございまして。従つてこういうことが事実であるかどうかをはつきり確かめてからその上でこの法律案の審議に入りたい、このように考えるので、この陳情書を出してきた人と私一面談もございせんが、ただいまから名前を讀み上げますから、できるならば早急に参考人として呼んでいただいて、そういう事実があるかどうかを確かめていただきたい。なお参考人の陳述に基いてわれわれも質問してそのような事実を確かめてみたい。その上でないと特定物資輸入に関する法律案の審議に入れない、かように考えておりますから、委員長にお伺い申し上げます。この陳情書を出した人を申し上げます。東京都中央区八重洲六丁目七番地日濃株式会社代表取締役中島徹一という人です。これはおそろく全議員にばらまかれておると思う。従いまして事実であるかどうかを確かめる必要があると思ひます。だから参考人としてぜひとも当委員会に呼んでいただいて、そういう事実について通産当局立ち会いの上で一応確かめてみたい、かように考えます。

○神田委員長、田中君にお答えいたします。ただいまの田中君の要請につきましては、いづれ理事会を開いて適当に決定したいと思ひます。
次に永井勝次郎君。
○永井委員、中小企業信用保険法の一部改正について、中小企業庁の長官にお尋ねいたします。
最近非常に資金面が潤沢になつて、従来のような金融難がなくなつてきておる、この一般にいわれているわけでありまして、中小企業関係におけるそれぞれの階層——大企業は論外で置い

た、中小企業信用保険法の一部改正について、中小企業庁の長官にお尋ねいたします。

で、中なり小なり、そういうところでの辺まで金融が緩和されて、どういふ階層が金融が非常に困難になつておるかというふうな基礎がありましたらばこの際承りたい。

○佐久政府委員 階層別の金融緩和の状況を詳細調査した資料というのはございませうが、大体輸出の関連産業、これは必ずしも規模の大小にかかわらず、一般的によくなくなつておると考えます。全般的に見て金融の状況はかなり緩和されて、全国銀行の貸し出し純増を見ても、三十年の状況は二十九年度から比べると、貸し出し純増として二百億くらいの数字を示しております。なお一般的に申しますと、零細企業と申しますか、規模の割合に小さな信用力の弱い企業においては、こういう金融緩和の余沢というものはあまり及んでいない、こういうふうに見られております。

○永井委員 この信用保険は信用の不足な面に対する補完として行つ、こういう性格のものであると、こう思うのであります。そういったしますところの保険法の実施の運用に当つて、そういう補完的な面で、借入れの金額という面もあるだろうし、大体どういふ層をどの程度に金融の面で押えて対象にして、そして実情の何%くらいを充足していくという、そういう目安をどういふところに置いてやろうとおるのか、こういう保険法の一般的な運用についてのねらいと、それから実態に対する把握の上に立つて、大体の本法案の対象というふうなものを具体的に一つ伺いたいと思ひます。

○佐久政府委員 今度の信用保険法の改正は、一つは従来信用保証協会の行

なつてゐる小口保証というもののだけでは十分ではないということで、包括保険制度というものを新しく設けたのであります。それは貸し出し個人については二十万円、組合については五十万円という制限を一つ置いたわけでありませう。従来全国の信用保証協会の保証状況から見ますと、十万円以下のものが件数といたしまして全体の四八%、金額で二二%、二十万円以下について見ますと、件数で六九%、金額の比で二五%ということになつておる。この今度の制度は、いわゆる零細企業に對しての今度の制度は、いわゆる中小企業者に対しての恩恵が及ぶ、こういうふうな考えられます。

○永井委員 包括保証保険、これは従来とどういふふうな違い、どういふ効果があるのか、具体的に御説明をお願いしたい。

○佐久政府委員 従来の小口保証保険というものは、いわゆる保険逆選択制と普通言つておられますが、非常に信用力の弱いものについて保険をかけていく、何と申しますか、悪い企業について保険をかけていくという、選択の方法に余地を残しておるのであります。今度の場合は、一定のワケを國と契約いたしますと、二十万円以下の金額の貸し出しを行つた場合には、自動的に保険がかかつていくという、こういう点で非常に手続が簡便であります。と、一般的に広くその恩恵を受けるといふ点が有利である、こういうふうなふうに思ふわけでありませう。

○永井委員 具体的に伺ひますが、信用保証協会の保証を得て五十万円借り、その場合その協会がこれに加盟して包括保証保険に自動的に入る、そう

いう場合これらの手数料は、協会によつても違ひますけれども、平均の手数料で見まして、従来から比べて料率がどの程度になるのか、その点を伺ひたい。

○佐久政府委員 従来の個別の小口保証の場合には料率は二分でございますが、今度の包括保証は一分四厘六毛と云ふふうな下りしましたわけでありませう。

○永井委員 金融が緩和されてきたといひましたけれども、それらの面から取り残された谷底がたくさんあるわけでありまして、そういう面に対して金融の道をつけていく、その信用の補完として、この保険制度が正しく運用されることを、われわれは非常に期待しておるわけでありませうが、この信用保険の制度によつて、少くも通常どのくらいのところ金融の道が開けておるのか。普通の金融でいけば全然相手にされないところ、この制度によつて金融の道が開けたというふうな、新しい開拓の分野を大体どのくらいと押えておるか。そしてまたこの制度に救われない分野が相当あると思ふのですが、それをずつと救つていくために、料金なり何なりを制度上においてものと改善していかねければならぬ、こういう点をどういふふうにお考えになつておるのか。これは一般的な運用の面とあわせて伺つておきたいと思ひます。

○佐久政府委員 この制度で新しく救われるものは何%かというの、ちよつと数字ではつきり申しかねるのであります。零細企業者に必ずしも金融緩和になつた恩沢というものが及んでいない。しかしこの制度によつて相当の効果があらうと思ひます。それから

今後の問題としましては、さらに零細な中小企業者に対する金の流れを円滑にするためには、もっと料率を下げていくという方法を考究しなければならぬと思ひます。

○永井委員 二十九年度においてこの制度でリスクがどのくらいだったか、また三十年度は大体どのくらい見込まれてゐるか、それを伺ひます。

○佐久政府委員 二十九年度におきまして事故発生が二十三億一千万円でございませう。それから保険金の請求が五億一千四百万円、こういう数字でございませう。三十年度は十二月までしかわかつておりませんが、事故発生が二十億五千万円、それから保険金の請求額が六億八千八百万円でありませう。

○永井委員 中小企業対策の一環としての金融及び信用保険、これらに有機的に運用されなければならぬと思ひます。そういう点において中小企業対策といふものを、日本経済の全体の基盤の中でどういふ形に安定させるかという政策を背景として金融政策というものが出てき、そういう保険制度というところに中小企業の安定というものが確立されていく、こういうふうな考えのであります。ところがそういう基本的な政策を持たないで、金に困るからという声によつてただ無計画に金融をつけてやる。保険の申し入れがあるからただ無計画に保険をつけてやる。これだけでは中小企業の安定の効率と云ふものが上らないと思ひます。そういう点について長官はどういふふうにお考えおるか。中小企業の金融と、これらの保険制度の運用と、その基礎になる中小企業の安定というものと、これを

どういふふうな有機的に考えて運用しようと思ひますか。

○佐久政府委員 一般的に、中小企業金融問題を大きく分けますと、国家資金をどういふふうな国民金融公庫というふうな方面から流していくかという方法と、それから一般市中金融機関の金をどういふふうな流すかという方法と二つあると思ひますが、その後者の問題につきましては、常時市中金融機関と、私ども大蔵省関係者と相談をいたしまして、特別に中小企業に金を流す方法としては相談所を設置するとか、あるいは各支店を奨励するとかいふような方法によつて、円滑な金融をはかつていくことを考えておるわけでありませうが、それでなお信用上金が流れないという部面をこの信用補完の制度でやつていく、こういうやり方をとつております。

○永井委員 私はそういう方法論を聞いておるのではなくて、たとえば、やがてこの委員会に出てくるであろう繊維工業の關係にしまして、施設が過剰であつて過度な競争が起るからこれを一定の程度に押えよう、あるいは石炭産業において需給のバランスが破れてくると、その需給の調整をするためにその施設なり生産を整備しよう、そしてその一つの考えからいろいろな政策が出てくる、これは考え方としてよろしい、ただ今の政府のやつておるのは、日本経済全体の中で、石炭を考え繊維を考えたということではなくて、ふくれ上つた繊維だけをつかまえて、ふくれ上つた石炭だけをつかまえて、そしてそれを計画化せよというところには保守党の政策の行き詰まりと無能さを暴露しておるわけでありませう。

が、それはそれとして、そういう面においては、そういう過度な競争をチェツクするという政策をとって、中小企業の場合はその過度な競争というものを全然無視して、ほとんど流れ込んでくる。上の方からは、大企業は国内の中小企業をやつておる仕事にまで入り込んでおる。それから首切りされた者や失業者がこういう形でほとんど流れ込んでくる。そういうのはきだめのないものには二十万円でも五十万円でも信用を補充して、そうして金融をつけてやるというふうにして、中小企業金融公庫で金を貸していく、こうして、過度な競争をますます過度にしていく、そういう看板は中小企業の安定だ、こういうでたらめなことを言つた。これはできるものではない。一方においては中小企業安定の対策というものがあつて、その対策に合せるような政策が有機的にそこから出てくるのでなければだめだ。ただ自分の資金はどうするんだ。一般の市中金融はどうするんだ。信用のないところはこうするんだ。そういう方法論を言つた。中小企業の安定にならぬのですが、このようにやり方で過度な競争をさらに刺激していくような結果になるのではないか。その中で中小企業の安定というものはどういうふうにはかかつていくのか、そういう配慮はどこに置いているのか、こういうことを長官に聞くのは無理かもしれませんが、大臣に聞かなければならぬことかもしれません。が、中小企業の、少くとも全国のセンターとしての長官は、これをどういうふう

に考えておられるか。

○佐久政府委員 たいだいまのお説は非常にむずかしい問題でして、現在過度の競争のために中小企業者が企業を維持し得ないというふうなものについて、はい、いわゆる中小企業安定法によって作られた調整組合による活動によってその調整をはかつておきます。もちろん企業全体として数が多過ぎるとか、新たにどんどんと企業が興つてくるとか、あるいは設備が過剰であるとか生産が過剰であるとかいうような問題につきましても、中小企業庁としても検討はいたしておりますが、と申しまして、今どういう方法をとるか、たとえば新しい企業について許可制をとるか何とかがいふことについては、まだ結論を得ていない次第であります。これはもちろん今後検討をいたすべきであるというふうに考えております。

なほ本年度新しく業種別の総合診断というものを一つ計画いたしました。つまり業種として全産業の中でどういう地位を占めるべきかというふうな結論を出す一つの資料を作りたいという考えでおるわけでありまして。

○永井委員 いつになったら調査が終るのか、またいつになったらその資料を土台にして政策が生まれてくるのか、調査は調査として眠つてしまひ、資料は資料として本たなでごみをかぶつておる、政策はちつともそこからは生れてこない、これじゃだめなんです。少くともこういう信用保険の問題が出てくるにしまして、中小企業の金融の問題が論議に上るにしまして、あるいは繊維工業の過度の競争を正常にするというふうな政策が生まれてくるにしまして、そういうものの総合性の中から出てこなければ、これは

は何ぼここで説明したって、看板がけたつてろそっぽだ、こうわれわれは思つておる。であります。でありますから、われわれはこういう点はどうしてもやつていかねければならぬ、やつていく前提には、やはりこれをやつた効果として、全体の中でこれが安定してくるのだという方向を打ち出しておきま

○田中(武)委員 中小企業信用保険につきましても、二お尋ねいたします。中小企業信用保険は、中小企業者が融資を受ける場合に、政府がこれに保険をつける、こういう制度でありまして、先日来当委員会におきまして中小企業金融の問題でいろいろと質問が行われておりますが、こういう制度がいつていふこと、中小企業の金融が円滑にいつていふこと、信用保証協会へ信用保険を申し入れても、なおかつ保険がもらえないというものが相当あるのではないかと思つておる。そしてまた、こうして保険をやつても金融機関の方で貸さないというものがあつたのではないかと思つておる。申し入れて保険がもらえないというものはどれほどあるのか、あるいは保険をしないというものはどれくらいあるのか、そういう点を一つ伺いたい。

信用保険の申し入れをして断わるという例は一つもないわけではございません。ただ信用保証協会に保証の申し入れをして保証してもらえなかったという例はあつたかと思つておるが、ちよつと今はっきりした数字がわかりません。

○松平委員 ちよつとそれに関連しまして、信用保証協会の問題についてお聞きしたいと思つておる。

昨日の委員会におきまして、中小企業金融公庫のことについてかなりの批判があつたわけでありまして、保証協会の実態というものは、最近はやはり官僚化してきまして、信用保証協会において相当のいろなことを言つておる。そこでこの保証協会はもつと当初の法の精神に合せらるるよう指導訓練をしなればならぬというふうに私どもは思つておるわけでありまして、保証協会の指導監督というふうなことに、地方庁等においても若干の指導監督もやつておるようだけれども、中小企業庁として、保証協会の当初の法の精神にのつておるようやり方を協会の責任者にやらしていただくことについて、どういうような具体的な措置をおとりになつておるか、参考までに伺いたい。

○佐久政府委員 保証協会の監督は、もちろん都道府県知事が直接やる建前でございますが、これは一例でございますが、九州のある県で、保証協会の運営上かなりおもしろくない問題がありまして、その問題については相当突っ込んだ干渉と申しますか、改革の勸告をいたしました。これは一例にすぎませんが、実際にきつた点があれれば、中小企業庁としては権限問題を離れて、いろいろ指導は十分に今後もやつていきたいというふうに考えておるわけでありまして。

○松平委員 法的にはそういうふうになつておりますけれども、中小企業庁としては、都道府県のその方面の部長なり等を適当に会合させて、そういう適当な指示なり懇談なりをするようなことを従来やつておられるのか、あるいはおやりになる計画があるかどうか。

○佐久政府委員 従来特別にそのために関係部長を集めて会合をしたという例はございませんが、例の信用保証協会の連合会というものがございまして、これは常時私どもも連絡をして、改善の点については話をしておる次第であります。

○田中(武)委員 先ほど私がお尋ねしたことにいつて、問ひ方もちよつとまづかたかと思つたのですが、私の言つたのは、先ほど長官がわからぬと言つたのですが、信用保証協会へ申し入れをして断わられるのがたくさんあるのではないかと思います。そういうのは、一体申し入れたのに対して受けられるのが幾らあるかという率をお伺ひしておるものであります。といひますのは、現実に金を借りたという中小企業者からは、信用保証協会が相当めんどうである、行つてもなかなかうまくいふことをやつてくれないということを聞いておりますが、これは先ほど松平委員から相当官僚化しておるというふうな御質問がありましたが、これにも関連しておると思いますが、そういう点をお伺ひしたいのです。

○佐久政府委員 三十年度の全国保証協会の状況を見ますと、調達比率は大体七八割でございまして、

○田中(武)委員 そうすると、申し入れたうちの七八%が引き受けられておるわけですね。そうすると、結局その七八%信用保険をもらって、それを持って今度借りに行った場合に、それは百パーセント借りておりますか。

○佐久政府委員 百パーセントかどうか、はっきりした数字がございませんが、大体信用保証協会の保証を得れば、ほとんど借り入れができておるといふ実情でございます。

○田中(武)委員 事実そうなんでしょう。それもなかなか借りられないように聞いておるのですがね。

それから先日企業庁からですか、出されております中小企業信用保険関係の資料によりますと、中小企業が借りているところは、大体は地方銀行相互銀行、信用金庫というところが多いのですが、これらに借りるのは、この信用保険をつけて持っているという場合に、貸す方の地方銀行とか相互銀行とかは、自己資本を貸しておるのか、それとも中小企業金融公庫の代理業務として中小企業金融公庫の金を貸しておるのか、その点について伺いたい。

○佐久政府委員 ただいまのお尋ねの信用保証協会の保証を得る場合は、大体銀行の窓口に一度行きまして調査された結果、信用がどうも足りない、そこで信用保証協会の保証をもらってこれというのがほとんどの例でございます。従って保証協会の保証を得てもう一度銀行に行った場合には、ほとんど借りられているもの、こう考えております。それから今の貸出しの金がどうかというところでございますが、このいわゆる融資保険というのは銀行固有の

金が出た場合の保険でございます。それから金融機関を対象とする保険というのがございますが、これは中小企業金融公庫なり国民金融公庫の金が出た場合の保険でございます。

○田中(武)委員 ところが今のお話ですと、銀行へ借りに行く。そうすると信用保証協会の保証をもらってこれ、そうしたら貸すということでもらってきて、そのまま貸してもらえない。たとえ相互銀行あたりなら無尽というのに入れとか、いろいろな条件をつけている例が多いのですが、これらの点について企業庁なり関係当局としてどのような監督をしておられますか。あるいはそういうようなことをしているものが事実あるとするならば、そういうような金融の仕方についてどう考えられますか。

○佐久政府委員 私はまだあまりそういう事例を耳にしておりませんので、はっきりしたことを申しかねますが、一度保証協会の保証をもらってこれといっておきながら金を貸さないというようなことは、正しいき方ではないと私は思いますので、今後はそういうものの改善については十分指導したいと思っております。

○田中(武)委員 今長官はそういうような例をあまり耳にしていない、こうおっしゃいますが、事実はたくさんあるわけなので、よく一つ実情を調べて、そういうことがある場合には善処していただきたいと思います。

○神田委員長 ただいま議題となっており三法案中、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきましては、他に御質疑もないようでありますので、本案に関する質疑はこれにて

終局いたすことにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長 御異議なしと認めます。よって本案に関する質疑はこれにて終局いたしました。

本日はこの程度にとどめます。次会は明日午前十時より開会することにして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五分散会

昭和三十一年三月十日印刷

昭和三十一年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局